

令和5年7月10日

令和5年度第4回青森市農業委員会 月例総会議事録

青森市農業委員会

1. 開会年月日 令和5年7月10日（月曜日） 午後1時00分
2. 開会場所 浪岡中央公民館 1階 大ホール
3. 閉会年月日 令和5年7月10日（月曜日） 午後2時07分

#### 4. 議案

- 議案第13号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- 議案第14号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- 議案第15号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第16号 農用地利用集積計画の決定等について（農地中間管理権の取得）
- 議案第17号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見について
- 議案第18号 浪岡農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
- 議案第19号 令和5年度東青地区農業委員会大会等への要望について
- 議案第20号 令和5年度東青地区農業委員会大会スローガンについて
- 議案第21号 農作業標準労賃等に関するアンケートの実施について
- 報告第11号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出の受理について
- 報告第12号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の受理について
- 報告第13号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- 報告第14号 青森市農業委員会非農地証明事務処理規定に基づく非農地証明書の交付について
- 報告第15号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分の取消しについて

#### 5. 農業委員出席者の番号及び氏名

1 番 秋 谷 進	2 番 安 部 浩 一	3 番 一 戸 昭 憲
4 番 大 柳 建 秀	5 番 鎌 田 清 勝	6 番 工 藤 隆 志
7 番 窪 寺 洋 志	8 番 齊 藤 光 朗	9 番 澤 田 今日一
10 番 堤 武 久	11 番 豊 川 明 子	12 番 長 野 英 雄
13 番 中 村 美喜雄	14 番 成 田 貴 吉	16 番 野 口 友 子
17 番 福 士 修 身	18 番 安 田 昌 樹	19 番 山 田 正 樹

#### 6. 農業委員欠席者の番号及び氏名

15 番 西 澤 清 光		
--------------	--	--

#### 7. 農地利用最適化推進委員出席者の番号及び氏名

1 番 千 島 修	2 番 澤 田 秀 一	3 番 福 士 博 人
4 番 工 藤 隆 正	5 番 木 立 忠 徳	6 番 風 晴 繁 雄
7 番 山 内 洋 一	8 番 山 田 五 月	9 番 川 村 忠 則
10 番 佐 藤 量 一	11 番 小 泉 作 郎	12 番 斉 藤 直 美

13番 石川正光	14番 奈良岡和也	15番 野呂正幸
16番 石村英康	17番 三上紘史	18番 出町鉄昭
19番 細川隆雄		

8. 農地利用最適化推進委員欠席者の番号及び氏名

なし		
----	--	--

9. 会議に従事した職員の職氏名

事務局 長	小笠原訓史	事務局 次長	工藤哲也
事務局 分室長	佐藤保	主 幹	古田正之
主 幹	工藤武	主 査	山内武志
主 事	齋藤諒	主 事	前田泰仁
専 任 員	木村浩一		

10. 議事の概要

(開会、議事録署名、会期)

○事務局次長より出席委員の報告

青森市農業委員会農業委員 19 名中 18 名が出席しております。過半数以上の委員が出席しておりますので、本総会は成立いたします。また、農地利用最適化推進委員は 19 名が出席しております。

では、議長、よろしくお願いいたします。

○議 長（福士修身会長）

それでは、ただ今から、令和 5 年度第 4 回青森市農業委員会月例総会を開会します。

あらかじめ皆様にはお願いしますが、コロナ対策のため、発言の際は、起立はせずに、挙手のうえ、議席番号及び氏名を告げて、議長の許可を得てからとなりますので、よろしくお願いいたします。また、議事録作成のため、録音しておりますので、発言の際はマイクを受け取ってから発言くださるようお願いいたします。

続きまして、議事録署名者を指名いたします。14 番成田貴吉委員、16 番野口友子委員の両委員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、両委員にお願いします。

引き続き会期を定めます。会期は、本日1日と決することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

ただいまより議案審議に入ります。議案第13号を議題とします。事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

本案は、農地の耕作を目的とする所有権移転が6件、賃借権設定が7件となります。

個別の内容につきましては、議案書の2ページから5ページに記載しておりますので、要約して説明させていただきます。

右から二つ目の欄の申請事由をご覧ください。

申請事由としては、譲渡人又は貸人については、贈与や労力不足のためであり、譲受人又は借人については、贈与や経営規模の拡大のためという理由となっております。

これらはいずれも、農地法第3条第2項各号に規定する不許可要件に該当しないものと判断しており、その調査内容につきましては、お手元に配付している「調査書」のとおりとなります。

なお、調査書記載の不許可要件については、これまでも説明しているとおり、本年4月1日から下限面積要件が廃止となっていることから、農地面積は問わず、その他記載の不許可要件に該当するかの審議を行うということになります。

それではご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（福士修身会長）

これより本案について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

本案について、ご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、許可することに決定します。

○議長（福士修身会長）

次に、議案第14号を議題とします。

事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

本案は、農地の転用を目的とした所有権移転に関する農地法第5条の許可申請が1件、賃借権設定に関する許可申請が1件となっております。

申請場所については、事前に送付しております案内略図でご確認願います。

それでは、右上に「議案第14号 関係資料①」と記載している資料をご覧ください。

申請番号3番、申請地は1筆、譲受人、譲渡人、及び転用目的は記載のとおりです。

申請概要については、2ページ目以降に関連資料を添付しております。

資料をめくっていただいて、裏面2ページ目が許可申請書、3ページ目が案内図、4ページ目が法務局の地図、5ページ目が土地利用計画図、6ページ目が農地転用計画書、7ページ目が土地の登記簿、8ページ目及び9ページ目が法人の登記簿、10ページ目が事業候補地比較検討表、11ページ目が法定外公共物占用等許可書となります。

それでは1ページ目に戻っていただいて、許可基準からみた本案件の判断について説明します。

まず、立地基準については、申請地は、住宅もしくは事業用施設が連たんする区域に近接する区域にあり、農地の規模が10ha未満であることから、「第2種農地」と判断しております。

第2種農地の転用は、周辺のほかの土地で事業目的を達成できる場合は原則として許可できず、代わりとなる土地がない場合に限り許可できるものです。

本件は、この要件に該当しており、周辺にある非農地の土地についても検討したものの、申請地のほかに資材置場等用地に供する土地がなかったことから、第2種農地の許可基準である代替性がない場合に該当し、許可できるものと判断しております。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。

続いて、右上に「議案第 14 号 関係資料②」と記載している資料をご覧ください。

申請番号 4 番、申請地は 2 筆、借人、貸人、及び転用目的は記載のとおりです。

こちらは、2 月の月例総会で農用地区域からの除外案件として審議された案件で、今般、農用地区域から除外されたことから転用申請されたものです。

申請概要については、2 ページ目以降に関連資料を添付しております。

資料をめくっていただいて、裏面 2 ページ目が許可申請書、3 ページ目が案内図、4 ページ目が法務局の地図、5 ページ目が土地利用計画図、6 ページ目が農地転用計画書、7 ページ目及び 8 ページ目が土地の登記簿、9 ページ目から 18 ページ目が法人の登記簿、19 ページ目が農業振興地域整備計画の変更通知、20 ページ目が開発許可申請書となります。

それでは 1 ページ目に戻っていただいて、許可基準からみた本案件の判断について説明します。

まず、立地基準については、申請地は、支所機能を有する油川情報コーナーからおおむね 300m 以内の範囲に位置するため、農地転用が原則許可となる「第 3 種農地」と判断しております。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。

それではご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（福士修身会長）

これより本案について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

本案について、許可相当の意見を付し、県知事へ送付することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、そのように決定します。

○議長（福士修身会長）

次に、議案第 15 号及び第 16 号は関連がありますので一括審議の議題とします。

事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

本案に関しましては、根拠法令である農業経営基盤強化促進法の一部改正が令和 5 年 4 月 1 日から施行されており、「農用地利用集積計画」は、「農用地利用集積等促進計画」へと統合されることになっております。

ただし、基盤法の施行後 2 年、または今後策定されることになる地域計画の策定日までのいずれか早い日までは経過措置が適用されますので、記載の条項等については、従前の農業経営基盤強化促進法で運用してまいりますので、ご了承くださいようお願いいたします。

それでは、説明に入ります。

本案の農用地利用集積計画（案）は、所有権移転が 4 件、利用権設定が 10 件の合計 14 件であります。

個別の内容につきましては、所有権移転の案が 7 ページから 11 ページ、利用権設定の案が 12 ページから 16 ページに記載しております。

これら農用地利用集積計画（案）につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号を満たしていると判断しております。

なお、議案第 16 号につきましては、青森県農地中間管理機構が利用権の設定を受けるもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項により、当該利用集積計画案決定後における、農地中間管理機構からの転貸予定内容に対する意見も求められています。

それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（福士修身会長）

それでは、16 ページ目の利用権設定 申請番号 37 番●●●●さんは新規就農の方で、申請者ご本人がお見えになっておりますので、事情をお聞きの上、ご審議願います。

では、申請者である●●●●さんを入場させてください。

(●●●●氏 入場)

(農業政策課職員 入場)

○議長（福士修身会長）

それでは、本日出席の農業政策課の自己紹介をお願いします。

その後、●●●●さんから、簡単に自己紹介と申請に至った理由等を述べていただきますようお願いいたします。

○農業政策課 相馬主査

農業政策課の相馬です。今日はよろしく申し上げます。

○農業政策課 木村主査

同じく、農業政策課の木村と申します。よろしく申し上げます。

○●●●●氏

●●●●と申します。よろしく申し上げます。

○議 長（福士修身会長）

それでは、●●●●さん、これからどのようにして農業を経営していくのかなど、いろいろお聞きしたいので、よろしく申し上げます。

質問・意見のある委員は述べてください。

○1 番（秋谷進委員）

1 番秋谷と申します。●●●さん大変ご苦労様でございます。4 点程お伺いします。

1 点目ですが、営農計画書を見れば、前に勤めていた会社、何という会社に勤めていたのか、その会社はどういう経営をしているのか、その辺をお知らせ願いたいと思います。

2 点目は、農業経営の状況ですが、ブロッコリーを作付けするという計画になっておりますが、1 年目が 60,000 m<sup>2</sup>、5 年後は 140,000 m<sup>2</sup>、ブロッコリーを作付けする計画でございますが、今回賃借で取得するのは 5,925 m<sup>2</sup>になっていきますので、今回取得するのと、作付計画に書いている面積その辺の関係をお知らせください。

3 点目、ブロッコリーの栽培で一番気を付けなければならないのは何であるか。その辺教えてください。

最後 4 点目です。1 年目の収支予算で流通経費 530 万、賃借経費 152 万計上しているようですが、流通経費、賃借経費の内容について具体的にお知らせください。以上です。

○議 長（福士修身会長）

●●●さんお願いします。

○●●●●氏

最初の質問ですが、以前の会社は興農ファームあおもりという田舎館にある会社に勤めていました。会社としては、トマト、お米、ブロッコリーを栽培していました。私は、そこでブロッコリーの担当者として、ずっとブロッコリーを栽培していました。

2 つ目の面積の話ですが、今、申請している約 5 反 9 畝以外は、直接農家さんに声をかけてお借りしているところと、今はまだ会社名義ですけど、自分の申請許可がおりれば、興農ファーム

で登録している名義を変更してやっていこうと思っています。

3 点目の質問のブロッコリーの栽培において気をつけないといけないのは、虫と養分と水はけです。

4 つ目の経費に関することですが、賃借料は、農家さんそれぞれ金額は違うんですけど、私個人としては、だいたい高くても 1 反歩あたり 7,000 円か 8,000 円では考えていたんですけど、浪岡のまわりの人達は、1 反歩あたり 4,000 円で良いということで、やらせてもらっているんですけど、今後広げていくうえで、これくらいになるかなと考えています。

流通経費は、私自身、栽培もしてそのまま売り先に運んだり、物も取りにいったりとか、出来るところは、すべて自分でやろうと思っていましたので、これくらいになるかなと思って記載させて頂きました。以上です。

○1 番（秋谷進委員）

ありがとうございました。

流通経費は結果的には、●●●さんの懐に入るというふうに考えてよろしいですか。

それとも他に払うという感じですか。その辺はどうなっているのですか。

○●●●●氏

最終的には私のところに一度すべて入って、かかった経費はお支払いして、残りは自分に残るというふうになりますかね。

○1 番（秋谷進委員）

あと、面積の関係、これからお借りしようという計画で捉えてよろしいですか。今、5,900 m<sup>2</sup>お借りしますが、例えば 60,000 m<sup>2</sup>までいくとすれば、55,000 m<sup>2</sup>さらに借りなければならないと思うのですが、借りていく計画だと理解してよろしいですか。

○●●●●氏

はい。全てではないですが、以前興農ファームで借りていてブロッコリー作っているところは、そのまま田舎館村の農業委員会さんで名義変更かけて、それだけでも足りないのだから、どんどん自分で探していこうと思っています。

○1 番（秋谷進委員）

今、具体化しているのは、5,900 m<sup>2</sup>で、あとはこれから取得しようという話で理解してよろしいですか。

○●●●●氏

はい。

○1 番（秋谷進委員）

はい、ありがとうございました。

○議 長（福士修身会長）

それでは、安部委員。

○2 番（安部浩一委員）

2 番安部です。再度お伺いしますけれど、この 60,000 m<sup>2</sup>は未定ですか。現実な数字ですか。

○●●●●氏

60,000 m<sup>2</sup>は現実な数字です。

○2 番（安部浩一委員）

ということは、田舎館に農地があるとすれば、現在、賃貸借はしているというこの理解でいいですか。

○●●●●氏

私の方ではしていませんが、興農ファームで借りております。

○2 番（安部浩一委員）

私、理解に苦しむんですけど、●●●さんが営農するにあたって、それは営農した時点で経営移譲、譲渡されるという理解でよろしいですか。

○●●●●氏

はい。ブロッコリー作っているところはそうです。

○2 番（安部浩一委員）

もう一つ聞きたいですけど、雇用労賃ありますけど、約 600 万近いんですけど、●●●さんの自己資金はどの程度確保しているのでしょうか。

○●●●●氏

私の今の自己資金は 30 万くらいしかありません。

○2 番（安部浩一委員）

雇用って、毎月毎月お支払いしていくんですよね。ブロッコリーって私の近くでも相当やっている人いますけど、農作物ってすぐにはお金にならない。収穫までの期間もあるわけだし。自己

資金 30 万しかなくて、500 万ってことは相当人も使っていくんだと思うんですよね。それって入るまで待ってくださいますか。それとも、興農ファームさんの方から借りて労務費に充てていく感じですか。

○●●●●氏

はい、そうです。興農あおもりさんに協力してもらって、収穫はもう終えて出荷は始まっていますので、7月20日に入金されるんですけど、そこから、かかった費用は興農あおもりさんにお支払いして、来年からは自分の方で全てやっていくということで、お話しして現在やっております。

○2 番（安部浩一委員）

それで、やっていけるんですか。私は、わからないというか納得できないですけど、それでやっていけるんですよね。

○●●●●氏

そうですね。今年始まったばかりなので、徐々に自分で機械も揃えていかないといけないですし、今年収穫したお金で、自己資金も用意できて、かかった経費も興農あおもりさんに支払って来年からどんどんやっていこうと思っていますので、やってはいけます。

○2 番（安部浩一委員）

最後ですけど、私、興農あおもりさんってよくわからないですけど、相当大きい会社ですか。トラクターとか●●●さん3台借りますよね。スタブルカルチとか色んなもの。6町歩の農地をやって貸し出しする余裕あるのか、もしくは会社がいくらか規模縮小して、縮小した空きの部分を●●●さんにまわして営農してもらおう形ですか。

○●●●●氏

はい、そうです。以前、私がブロッコリー栽培した時に、そのまま会社でブロッコリーの栽培に使う機械だったので、田んぼとかトマトに使う機械ではないものは、そのまま自分で用意できるまでは貸しても大丈夫だということで、お借りしてやっている状況です。

○2 番（安部浩一委員）

わかりました。

○議長（福士修身会長）

他にございませんか。

それでは、●●●●さん、審議の結果については、後日事務局からご連絡いたします。

本日はお疲れさまでした。

(●●●●氏 退場)

○議長 (福士修身会長)

それでは、12 ページの利用権設定 申請番号 30 番の審議を行うにあたり、川村忠則推進委員が議事参与の制限を受けますので、同推進委員の退席を求めます。

(川村忠則推進委員 退席)

○議長 (福士修身会長)

これより当該申請について審議を行います。  
質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

(意見なし)

○議長 (福士修身会長)

当該申請についてご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長 (福士修身会長)

ご異議なしと認め、そのように決定します。  
川村忠則推進委員を入場させてください。

(川村忠則推進委員 入場)

○議長 (福士修身会長)

次に、15 ページの利用権設定 申請番号 35 番の審議を行うにあたり、三上紘史推進委員が議事参与の制限を受けますので、同推進委員の退席を求めます。

(三上紘史推進委員 退席)

○議長（福士修身会長）

これより当該申請について審議を行います。  
質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

当該申請についてご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、そのように決定します。  
三上紘史推進委員を入場させてください。

（三上紘史推進委員 入場）

○議長（福士修身会長）

これより、議事参与制限があった申請番号を除く本案について審議を行います。  
質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

それでは、議事参与制限があった申請番号を除く本案について、当該計画等のとおり決定することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、当該計画等は決定いたします。

○議長（福士修身会長）

次に、議案第 17 号を議題とします。

事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

本案につきましては、担当課である農業政策課からご説明いたします。

○議長（福士修身会長）

それでは、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について、説明をお願いいたします。

○農業政策課 相馬主査

私、相馬から説明させていただきます。

議案第 17 号の農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想（基本構想）の変更に係る資料について、あらかじめ、お目通しいただいているということを前提に、ポイントのみ説明させていただきます。

今回の説明で利用する資料は、関係資料①のみとなります。

表紙をめくっていただいて、1 ページ目、基本構想の概要ですが、基本構想は、農業経営基盤強化促進法に基づき市が作成するもので、担い手や新たに農業をする者が目標とすべき農業経営の指標、担い手に対する農用地の利用集積に関する目標等を定めたもので、認定農業者及び認定新規就農者の認定基準となっております。

変更理由につきましては、令和 5 年 4 月施行の基盤法の一部改正に伴い、県の基本方針が令和 5 年 5 月に変更され、それに合わせ、県内全市町村も基本構想を令和 5 年 9 月までに変更し、基盤法及び県基本方針との整合を図るものです。

今回の変更は、法改正に伴う記載事項の変更、具体的には農業を担う者の確保及び育成に関する事項、地域計画に関する事項などの追加、利用権設定等促進事業などの削除などにより対応します。目標年度や目標値、例えば、経営目標、担い手数や農地集積面積等は従前どおりです。

主な変更点について、順を追ってご説明します。

第 1 と第 2 は変更した部分はありません。

第 2 の 2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標については、項目名の修正のみとなります。

第 3 第 2 及び第 2 の 2 に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項については、農業を担う者の確保及び育成の考え方、就農等希望者の受入体制の確保、市町村内の関係機関との役割分担・連携の考え方、市町村が主体的に行う就農等促進のための取り組み、就農

等希望者の受入れから定着に向けたサポートの考え方・取り組みについて追記しております。

第 4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標、その他農用地の利用関係の改善に関する事項については、第 4 の 1 の農用地の利用集積に関する目標に追記しております。

続いて、第 4 の 2 の項目が変更されたことから、既存の (2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地ビジョンに追記しております。

第 5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項については、前文において、法改正による利用権設定等促進事業の廃止等による、同事業及び基本要綱の引用を削除し、記載を変更しております。

第 5 の 1 及び 3 について、法改正により、現行の利用権設定等促進事業に関する事項が削除され、地域計画の区域の考え方などを追記しております。

第 6 その他については、経過措置により、引き続き農用地利用集積計画の作成を行う場合の取扱いについて、改正前の第 5 の 1 利用権設定等促進事業に関する事項により実施できることを追記しております。これにより、地域計画を策定するまでは、市で定める農用地利用集積計画により利用権設定を行うこととしております。

以上簡単ですが、ただいま説明した内容が今回の見直しとなります。

私からの説明は以上でございます。

○議長（福士修身会長）

これより、本案について審議します。

質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

それでは、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について、ご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

○議長（福士修身会長）

次に、議案第 18 号を議題とします。

事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

本案につきましては、担当課である農業政策課からご説明いたします。

○議長（福士修身会長）

それでは、浪岡農業振興地域整備計画の変更案について、説明をお願いいたします。

○農業政策課 木村主査

農業政策課木村です。

まず、農業振興地域整備計画の概要について簡単にご説明させていただきますと、農業振興地域整備計画とは、市が農業振興地域の整備に関する法律に基づき、将来にわたって農業上の有効利用すべき土地を定めるものであり、これに指定された土地を農用地区域といいます。農用地区域に定められた土地は、原則農業以外の用途に供することができません。

農用地区域には用途が指定されており、耕作目的の土地の農地、耕作・畜産のために必要な農業用施設のための土地の農業用施設用地、畜産のための採草又は家畜の放牧のための土地の採草放牧地、森林内で畜産のための採草又は放牧のための土地の混木林地、以上の4区分がございます。

整備計画内の農用地利用計画において、農地・採草放牧地・混木林地に農業用施設を建設する場合は、事前に用途区分の変更をした上で、その他手続き、農地転用許可、建築許可等を行うこととなります。

今回の議案第18号は、浪岡の農業振興地域整備計画における、用途区分の変更案件でございます。

議案第18号の浪岡農業振興地域整備計画変更案の資料を説明させていただきます。

資料の2ページ目、土地利用計画図をご覧ください。浪岡銀の●●●●氏が、もみ殻庫を建設するという事で、浪岡銀付近の樹園地で、農地に指定されている箇所の一部を農業用施設の区分に変更するというものです。黄色が農用地区域として指定された土地であり、赤で着色した部分が今回の申出地のうち、用途変更を行う場所となっております。

今回はこの1件のみとなります。

3ページ目をご覧ください。変更一覧になりますが、記載のとおり浪岡銀字杉田35-1の畑（現況 樹園地）1,416㎡のうち71㎡となっております。

4ページ目が申請者からの変更申出の概要、5ページ目が審査表で、当施設は農業経営の効率化のため必要な農業用施設であり、用途を指定すべきと判断しました。6ページ目が現況写真です。

以上で説明を終わります。

○議長（福士修身会長）

ただいま農業政策課から説明がありましたが、今回の農業振興地域整備計画が変更となった場合の農地転用許可基準について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは、説明いたします。

まず、結論から申し上げますが、今回の用途変更は転用許可不要の案件となります。

今回の用途変更は、農業用施設であるもみ殻庫の建設であり、建物建築部分も含めて実際に転用する面積は70.93㎡となっています。

農地法では、第4条及び施行規則第29条において、県知事の許可なしで転用できる事例を列挙しており、具体的には、2アール未満の農地を農業用施設に供する場合は、県知事の許可が不要となっており、今回の用途変更は当該条項に該当するため、転用許可不要の案件となります。

説明は以上です。

○議長（福士修身会長）

ただいまの農業政策課及び事務局の説明内容について、質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

それでは、浪岡農業振興地域整備計画の変更案について、ご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

（農業政策課職員 退場）

○議長（福士修身会長）

次に、議案第19号を議題とします。

事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

それではご説明させていただきます。

まず、資料ですが、本日席上に配布させていただきました資料になります。

議案第 19 号の令和 5 年度東青地区農業委員会大会等要望案については、6 月 30 日を締切りとして委員の皆さんから案を募集いたしましたところ、秋谷委員より提案が 1 件ございましたので、委員の皆さんにご審議いただきたいと思えます。

本日、皆様にご審議いただき、青森市としての要望案が決定すれば、東青地区農業委員会連絡協議会の運営協議会において、東青地区各町村からの要望案と併せて協議されることとなります。

その後、東青地区農業委員会大会での提案・決議を経て、県、東青地域県民局との意見交換会、さらには、県選出国會議員への要望活動を行う予定です。

それでは、要望案の説明に入ります。資料をご覧ください。要望案「経営基盤のワンランクアップを進めるための支援策の充実強化について」ですが、秋谷進委員からの提案で、要望先としては、国、県でございます。

要望文案について私から朗読させていただきます。

担い手の減少や農業従事者の高齢化が進んでいる今日では、経営体の不安定さが高まっているところであるが、そのような中でも認定農業者を中心に農業経営の維持発展に懸命に取り組んでいる状況にある。

農業経営の発展のためには経営規模の拡大や効率的な生産のため機械・施設等への再投資は必要不可欠である。

しかし、円安や物価高等の個々の努力では賄いきれない要因によって、再投資することが以前にも増して難しい状況となっている。特に機械・施設等へ再投資した場合、当初 5 年から 10 年間で経営上、最も厳しい状況が続くことになる。

国では担い手支援として経営改善に有効な事業である農地利用効率化等支援交付金並びに担い手確保・経営強化支援事業等を整備しているが、更なる自己負担の軽減を図ることで、地域農業を支えている中小農家や若手農家、新規就農者が積極的に経営基盤の確立のための投資を行い、ワンランクアップを進めることができるよう、当初 10 年間くらいの自己負担の軽減が図られるリース事業の創設等により、農業経営に対する支援の拡充・強化を要望する。

提案理由については、提案者である秋谷委員から一言ご説明をお願いいたします。

○1 番 (秋谷進委員)

今、読んでもらった通りでございますが、事業の具体的な内容としましては、下から 3 行目のワンランクアップを進めることができるよう、当初 10 年間くらいの自己負担の軽減が図られるリース事業、これがミソでございます。リース事業を創設してもらって、5 年から 10 年返還する時の負担の軽減を図ってもらいたいという内容です。以上です。

○議長（福士修身会長）

秋谷委員ありがとうございました。

説明が終わりましたので、本案について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

本案について、この要望案のとおり提出することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、この要望案のとおり提出することを決定いたします。

○議長（福士修身会長）

次に、議案第20号を議題とします。

事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

（事務局 議案のみ朗読）

○事務局

資料の2枚目をご覧ください。東青地区農業委員会大会のスローガンについても要望と同じく、東青地区各町村から出されたものを東青地区運営協議会において何本かを選び、東青大会に提案することになります。

スローガンにつきましては、委員の皆さんから案を募集した結果、秋谷委員と野口委員から提案がございました。

秋谷委員からは、「環境保全に果たしている農業の役割を再認識しよう」とのスローガンをご提案いただき、野口委員からは、「女性の知恵と工夫で農業ビジネスに新しい風を！！」のスローガンをご提案いただきました。

青森市からは、本案のとおり2本を提案したいと考えております。

事務局からの説明は以上です。

○議長（福士修身会長）

これより、本案について審議します。

質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

本案について、このスローガン案のとおり提出することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、このスローガン案のとおり提出することを決定いたします。

○議長（福士修身会長）

次に、議案第 21 号を議題とします。

事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

それでは事務局より内容について説明させていただきます。

農作業標準労賃等に関するアンケートについて毎年実施させていただいているのですが、今年度も実施するという事で実施の方法等についてご審議いただきたいと思います。

では、内容について簡単に要点だけ説明させていただきます。

資料は議案第 21 号の別添資料をご覧ください。

農作業標準労賃等に関するアンケートの実施について（案）というものになります。実施方法については昨年と同様の実施案となっております。実施時期については今年度の 8 月上旬にアンケートを皆様にお送りします。8 月 31 日を締め切りとしております。

アンケート対象者についても、昨年と同様、農業委員・農地利用最適化推進委員の皆様 38 名及び青森市認定農業者協会会員の皆様 65 経営体となり、昨年度より若干変動があります。合計で 103 名の方々をアンケートの対象としております。

アンケートの実施時期ですが、認定農業者協会の皆様は 8 月 31 日締め切りでお送りします。委員の皆様は昨年度、9 月の月例総会までに提出をお願いしておりましたので、昨年度同様、9 月の

月例総会までに提出をお願いしますとお送りするかもしれません。実際文書をお送りする際に明記しますので、そちらの方をご覧ください。

次にアンケートの過去の実施状況については3番をご覧ください。

実際にお送りしたアンケートの内容は、別添資料の2からになります。こちら青森地区および浪岡地区で分けております。委員の皆様向けのものと同認定農業者向けのもの2種類用意してありますので、青森地区2種類、浪岡地区2種類と計4種類となっておりますので、こちらの方もご覧ください。説明は以上です。

○議長（福士修身会長）

これより、本案について審議します。

質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

それでは、今年度の当該アンケートの実施について、ご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、議案のとおり実施することを決定いたします。

○議長（福士修身会長）

次に、報告第11号を議題とします。

事務局説明願います。

（分室長 報告のみ朗読）

○事務局

本案は、青森地区市街化区域内農地の自己所有農地の転用届出が1件となっており、青森市農業委員会事務処理規程の規定に基づき、受理通知書交付済です。

○議長（福士修身会長）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員  
(了承)

○議長（福士修身会長）  
次に、報告第 12 号を議題とします。  
事務局説明願います。

(分室長 報告のみ朗読)

○事務局  
本案は、青森地区市街化区域内農地の所有権移転を目的とした転用届出が 2 件となっており、青森市農業委員会事務処理規程の規定に基づき、受理通知書交付済です。

○議長（福士修身会長）  
事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員  
(了承)

○議長（福士修身会長）  
次に、報告第 13 号を議題とします。  
事務局説明願います。

(分室長 報告のみ朗読)

○事務局  
本案は、農地の賃貸借契約の合意による無条件解約が 10 件となっております。

○議長（福士修身会長）  
事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員  
(了承)

○議長（福士修身会長）  
次に、報告第 14 号を議題とします。

事務局説明願います。

(分室長 報告のみ朗読)

○事務局

「青森市農業委員会非農地証明事務処理規定」に基づく非農地証明で2件です。  
なお、非農地証明については、同規定により交付済です。

○議長（福士修身会長）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

(了承)

○議長（福士修身会長）

次に、報告第15号を議題とします。  
事務局説明願います。

(分室長 報告のみ朗読)

○事務局

本案は、当事者双方からの申し出による農地法第3条の許可処分の取消しで1件です。

○議長（福士修身会長）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

(了承)

○議長（福士修身会長）

それでは、その他に移りますが、皆様から何かございますか。

○3番（一戸昭憲委員）

(王余魚沢の農地について)

○4 番（工藤隆正推進委員）

（タブレットの情報について）

（地域計画の eMAFF 地図について）

○議 長（福士修身会長）

ほかに事務局から何かありますか。

○農業政策課 相馬主査

（地域計画の作成について）

○事務局

（法定外公共物の購入までの流れについて（工藤隆正推進委員からの配布依頼））

（県外視察について）

○事務局次長

（タブレット端末の情報、配布について）

○事務局

次回の月例総会は、8月10日（木）午後1時から、場所は「柳川庁舎大会議室」での開催となりますので、よろしくお願いします。

○議 長（福士修身会長）

これをもちまして、令和5年度第4回 青森市農業委員会月例総会を閉会いたします。